

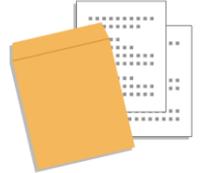


## 労働保険料・厚生年金保険料等の納付猶予について

令和2年4月30日に「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律」が施行され、一定の要件を満たし申請することにより、労働保険料や厚生年金保険料等の納付猶予ができるようになりました。今回のあおぞらレターでは納付猶予の特例と労働保険年度更新の申告期限等の延長についてご案内いたします。

### ◆ 労働保険料・厚生年金保険料等の納付猶予について

- 1. 納付猶予(特例)の概要**      新型コロナウイルス感染症の影響により、事業に係る収入に相当の減少があった事業主は申請により、保険料等の納付を1年間猶予することができます。この特例が適用されると担保の提供は不要となり、延滞金もかかりません。



### 2. 対象になる事業所、保険料等

	労働保険料	厚生年金保険料等	健康保険料等(協会)※
対象事業所	以下の①②をいずれも満たすこと		
	①新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降の任意の期間(1か月以上)において、事業に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること		
	②保険料等を一時に納付することが困難であること		
対象保険料	令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する保険料等		
申請期限	原則:納期限まで	原則:指定期限まで	
	令和2年6月30日までの申請により、すでに納期限が到来している保険料でも遡って特例を利用できる場合がある		
申請先	所管の都道府県労働局	管轄の年金事務所	

※ 各健康保険組合でも同様の納付猶予措置を講じています。詳細は各健康保険組合へお問合せ下さい。

### ◆ 労働保険年度更新の申告・納付期限の延長について

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、令和2年度の労働保険年度更新の申告期限及び納付期限が延長されます。

また、口座振替を利用されている事業主様におかれましても第1期の口座振替納付日が変更になっておりますのでご注意ください。



		変更後	変更前
申告期限		令和2年6月1日～ 令和2年8月31日	令和2年6月1日～ 令和2年7月10日
通常の納付期限	全期[第1期]	令和2年8月31日	令和2年7月10日
	第2期	変更なし	令和2年11月2日
	第3期	変更なし	令和3年2月1日
口座振替利用納付日	全期[第1期]	令和2年10月13日	令和2年9月7日
	第2期	変更なし	令和2年11月16日
	第3期	変更なし	令和3年2月15日

- 労働保険年度更新の他にも「障害者雇用納付金」等の申告・納付期限の延長措置、また国税の納税猶予措置も講じられています。ご紹介した内容とあわせてご確認ください、総合的に検討されてはいかがでしょうか？

- ★ 社会保険料の猶予等について 詳細はコチラ ⇒ [https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_10925.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10925.html)
- ★ 国税の特例猶予について 詳細はコチラ ⇒ [https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu\\_konnan.htm](https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan.htm)

その他の詳細やご不明な点は弊社担当までお問い合わせください。TEL. 03-3526-4277